

ジビエハンター育成研修の実施機関の募集について

令和5年4月1日

ジビエハンター育成研修制度委員会

令和5年3月31日に制定しました「ジビエハンター育成研修制度」（以下「制度」という。）につきまして、本制度に基づく研修開催等の事務（以下「研修等の業務」という。）を行う事業者（以下「実施機関」という。）の募集について以下のとおり定めます。

1 実施機関とは

実施機関とは、制度に基づき、研修開催等の事務を行う事業者であり、農林水産省が設置した「ジビエハンター育成研修制度委員会」（以下「委員会」という）による審査・登録を受けることになります。実施機関は、制度第3（2）に記載のとおり適正に研修等の業務を行い、信頼性の確保に努める責務があります。

その他、ジビエハンター育成研修制度の詳細につきましては、制度及び実施要領を参照ください。

2 応募方法

実施機関の登録を受けようとする事業者の方は、実施機関登録申請書（別記様式第1号）に、制度第4の2に記載の書類を添えて、申請してください。

ただし、制度第15に記載の研修の講師については、農林水産省HPに公表している講師リストから選任してください。もしくは、講師リストにない講師に依頼したい場合は、研修講師の登録申請も併せて行ってください。研修講師の登録申請については、別途制度、実施要領、講師の募集についてを御覧ください。

3 提出部数

実施機関登録申請書（別記様式第1号）及び添付書類について、1部提出をお願いします（御提出いただいた申請書類は、返却いたしません）。

4 応募先及び本件の問合せ先

農林水産省 農村振興局 農村政策部 鳥獣対策・農村環境課
鳥獣対策室 鳥獣利活用推進班
〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1
TEL. 03-6744-2196

5 その他

制度第5に基づいて審査を行います。審査過程において、必要に応じて委員会より問合せを行う場合があります。その場合、申請書類の修正や追加書類の提出をお願いすることもありますので、御了承ください。